

共用空港の飛行場証明に関する申合せ

令和4年4月1日

国土交通省大臣官房参事官（航空安全推進）
（公印省略）

防衛省整備計画局施設計画課長
（公印省略）

国土交通省大臣官房参事官（航空安全推進）（以下「甲」という。）及び防衛省整備計画局施設計画課長（以下「乙」という。）は、札幌飛行場、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場（以下「5 共用空港」という。）の国際民間航空条約第 14 附属書 1. 4. 1 に規定される飛行場証明（以下単に「飛行場証明」という。）に関し、次のとおり申し合わせる。

第 1 条 5 共用空港の飛行場証明は、甲が行うものとする。

2 乙は、業務に支障のない範囲において、次に掲げる規程等を提出することに同意し、協力するものとする。

(1) 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（防衛庁訓令第 105 号）

(2) 飛行場及び航空保安施設の定期検査について（令和元年 5 月 9 日付、防整第 195 号）

(3) その他甲が当該飛行場証明を行うために必要な防衛省が定める規程等

3 前項の規定により乙が提出する規程等の細目は、別途協議して決定するものとする。

第2条 乙は、前条第2項の規程等が改正された場合、速やかに甲に提出するものとする。

第3条 甲は、第1条第2項又は前条の規定により提出された規程等が、飛行場証明の要件に適合すると認めるときは、飛行場毎に飛行場証明を行うものとする。

2 甲は、前項の飛行場証明を行うにあたり、必要があると認めるときは、乙に質問し回答を求めることができる。

3 甲は、飛行場証明を行うにあたり、航空路誌（次項において「AIP」という。）に証明の事実を公示するものとする。

4 AIPの公示手続きは、甲が行うものとする。

第4条 甲は、5 共用空港の飛行場証明について、国際民間航空機関（以下この条において「ICAO」という。）が実施する全世界安全監視監査プログラムを受検するものとする。

2 乙は、第1条第2項又は第2条の規定により提出した規程等について、甲がICAOに対して行う説明に関し、協力するものとする。

第5条 本申合せに定めのない事項については、相互に協議して定めるものとする。

2 本申合せに定める事項について疑義を生じた場合は、相互に協議して解決するものとする。

3 本申合せを改廃する場合、相互に協議するものとする。

附則

本申合せは、令和3年7月15日から適用する。

本申合せは、令和4年4月1日から適用する。